

令和7年 富士見町 訓令

第 10 号

富士見町職員旧姓使用取扱要綱の一部を改正する要綱をここに公布する。

令和7年8月20日

富士見町長 名 取 重 治

富士見町訓令第10号

富士見町職員旧姓使用取扱要綱の一部を改正する要綱

富士見町職員旧姓使用取扱要綱(平成18年富士見町訓令第17号)の一部を次のように改正する。

第1条中「常勤の職員(臨時的任用職員及び非常勤職員を除く。以下「職員」という。)」を「職員」に改める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。